

## 第4章 取り組みの内容

### 1 消費者教育推進重点プロジェクト

#### プロジェクト1

#### 子ども・若年者に対する消費者教育の推進

子ども・若年者はこれからの社会を担う消費者です。子ども・若年者に必要なのは、現実の社会を生き抜くための力です。お金と自立してつきあう力を育むための、契約に関する知識を身に付ける消費者教育を推進します。

また、携帯電話やスマートフォン等の情報機器が急速に普及しており、子ども・若年者に対して高度情報化社会に対応した消費者教育に取り組みます。

子ども・若年者が消費者として自立し、消費者市民社会の担い手となるために、発達段階及び年齢特性に応じた消費者教育を推進します。

## プロジェクト2

## 高齢者が安心して暮らすための取り組み

三島市における消費者トラブルの相談は、高齢者、特に70歳以上の相談割合が非常に高くなっており、人口の割合よりも高くなっています。

高齢者といっても、年齢・認知機能に幅があり、生活状況も様々です。

元気な高齢者には消費者トラブル未然防止のための啓発とともに、被害に遭わないだけでなく、よりよい暮らしのために、高齢者も高度情報化社会に対応した知識を持つことが必要であり、情報提供を行います。

また、見守りが必要な高齢者に対しては、地域や福祉関係者、警察、関係団体等との連携をさらに強化し、必要な支援が受けられるよう取り組みます。

高齢者が安心して暮らすことができるよう、成年後見制度・死後事務委任契約<sup>※1</sup>等の周知を関係団体等と連携を取りながら推進します。

※1 死後事務委任契約 委任者（本人）が第三者（個人、法人を含む。）に対し、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等についての代理権を与えて、自分の死後事務を委任する契約のこと。

## 2 具体的な取り組み内容

### 基本的な方向 1

#### 様々な担い手（主体）による消費者教育の理解と推進

本計画は消費者教育推進法の施行後、初めて策定される計画であり、市民にまだ浸透していないため、消費者教育推進法の理念の普及・啓発や、多様な担い手（主体）が消費者教育を効果的に実践できるように取り組みます。

#### ①消費者教育・消費者市民社会の意義の周知・啓発

消費者の自立を支援するという消費者教育推進法に沿った消費者教育を展開することを目的し、消費者教育推進法の趣旨及び消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民社会の意義を周知・啓発します。

#### 【主な事業】

- 消費生活講座
- 消費生活出前講座
- 学習指導要領に基づく消費者教育
- みしま生活展への支援

## ②様々な担い手による主体的な役割の理解と実践

現在、消費者教育は消費者行政だけでなく、幼稚園、保育園、学校等や職場、地域や消費者団体、事業所等が実践しています。

しかし、担い手が消費者教育との関連を理解しないまま実施されていることもあることから、市民(消費者)をはじめ地域、学校や事業者、消費者団体など、それぞれの担い手に期待されている役割について理解を深めるよう、行政が中心となって働きかけを行います。

また、三島市市民相談室は、市民から消費者トラブルに関する相談を受けて解決のための助言等を行うとともに、地域や学校に出向いての出前講座の実施や広報みしまやホームページ等による情報提供で消費者トラブルの未然防止に努めます。

市民相談室が消費者教育の情報整理・提供、教育を必要とする人と担い手とのマッチングの促進を実施するなど、それぞれの担い手が行う消費者教育を積極的に支援し、消費者教育の拠点化に向けた取り組みを行います。

### 【主な事業】

- 消費生活出前講座
- 消費者教育啓発資料の提供・貸出
- 消費者教育の取り組みへの支援
- 環境学習出前講座
- ごみ減量・資源化にかかる出前講座
- 食育出前講座
- 防災出前講座

## 基本的な方向 2

### 子ども・若年者に対する消費者教育の推進

成人してからの消費者トラブルを未然に防ぐために、子どものころからの消費者教育が重要です。

子ども・若年者が消費者として自立し、消費者市民社会の担い手となるために、子どもの発達段階及び年齢特性に応じた消費者教育を推進します。

また、三島市では幼稚園・保育園・小中学校において「環境教育」「食育」「防災教育」を推進しており、その三島市の地域特性を生かし、子ども・若年者に対する消費者教育を推進します。

#### ①幼稚園・保育園・学校での消費者教育の推進

小中学校での消費者教育は、学習指導要領に基づき行われており、すべての子どもたちに消費者教育を受ける機会が設けられています。

主に技術・家庭科や社会科で消費者教育を実施していますが、「環境教育」「食育」「国際理解教育」「防災教育」「情報とメディア」等についても、消費者教育の意識付けを行います。

幼稚園・保育園でも「環境教育」「食育」「防災教育」やお金の使い方などの「金融教育」など、発達段階に応じた消費者教育を実施します。

また、幼稚園・保育園・学校が実施する消費者教育の取り組みを支援します。

#### 【主な事業】

- 学習指導要領に基づく消費者教育
- 消費生活出前授業
- 幼稚園・保育園での環境教育
- 幼稚園・保育園での金融教育
- 幼稚園・保育園での食育
- 学校における食育の推進
- eコミュニティ推進事業
- 環境学習出前講座
- ごみ減量・資源化にかかる出前講座
- 防災出前講座
- 小中学校での国際理解教育

【参考事例】

学校での消費者教育指導内容の消費者教育の体系イメージマップ※1による整理

重点領域		指導内容
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	ウェビング・マッピング※2を使って消費が何に影響を与えるかを考える
	持続可能な消費の実践	環境面への影響に限り、再度ウェビング・マッピングを使って消費が環境にどんな影響を与えるかを考える
	消費者の参画・協働	消費者運動とはどんなものか調べる
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	商品が安全であることの意義、使用にあたって危険があるとき、どのようにすれば回避できるかその方法を考える・調べる
	トラブル対応能力	消費した結果のトラブルの種類、どのように対処すればよいかその方法を調べる
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	条件に合った選択のシミュレーション演習 契約のロールプレイとその意義
	生活を設計・管理する能力	現有財産以上のものを購入する際のシミュレーション 必要なこと、注意せねばならないことの調査・まとめ
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	情報との接し方・必要な情報の取得の方法(パンフレット等からの情報の収集)
	情報社会のルールや情報モラルの理解	情報を得るにあたって注意せねばならないこと
	消費生活情報に対する批判的思考力	情報を鵜呑みにせず検討しながら情報に接する方法

※1 消費者教育の体系イメージマップ 発達段階(ライフステージ)ごとに、消費者教育の意義や目標が理解できるように、対象領域(タテ)とライフステージ(ヨコ)ごとに目標を示し、消費者教育の体系の全体が一覧できるようになったもの。「基本方針」で参考としてしめされている。(28ページに掲載)

※2 ウェビング(webbing)・マッピング キーワードから発想したもの、関連するものを蜘蛛の巣(web)状に図式化して表現する手法。総合的な学習の時間で活用される。

## ②若年者に対する効果的な消費者教育の推進

若年者では、急速に普及した携帯電話やスマートフォン等の情報機器や、インターネットの利用による契約トラブルが増加しています。また、大学等に進学する際に奨学金を借りたが卒業後奨学金を返すことができなくて、個人信用情報に事故情報が掲載されてしまうなどの問題も起こっています。

社会経験の少ない若年者は悪質商法の被害に遭いやすい傾向もあり、お金と自立してつきあう力を育むため、契約に関する基本的な知識を身に付ける必要があります。そのため、大学や職場などにおいて高度情報化社会に対応した消費者教育を実施できるよう、関係機関等に働きかけます。

また、若年者向けにホームページ等を活用し、情報提供を行うとともに、消費者トラブルの際の市民相談室への相談を呼びかけます。

### 【主な事業】

- 消費生活出前講座
- 消費生活出前授業
- ホームページによる消費生活情報の提供
- e コミュニティ推進事業

イラストが入ります。

### 基本的な方向 3

#### 高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援

三島市では消費生活相談の約 40%が 60 歳以上からの相談となっています。

高齢者といっても年齢・認知機能に幅があり、生活状況も様々です。子どものように学校等で一斉に情報を提供できないので、高齢者等に対する消費者教育・啓発について、地域・福祉関係者等と連携を強化します。

#### ①地域等と連携した高齢者等への啓発の推進

高齢者をねらった流行や話題性に乘じた悪質商法が次々発生しています。さらに、携帯電話やスマートフォン等の情報機器の普及や、インターネットの利用による消費者トラブルも発生していますが、被害に遭わないだけでなく、よりよい暮らしのために、高齢者も高度情報化社会に対応した知識を持つことが必要です。

地域における様々な団体(自治会・シニアクラブ・消費者団体)等と連携しながら、高齢者等への消費者啓発・出前講座を随時実施します。

また、高齢者等が安心して生活ができるよう、成年後見制度・死後事務委任契約等の周知を図ります。

#### 【主な事業】

- 消費生活出前講座
- 消費生活講座
- 地域等との連携
- 成年後見制度講座
- 啓発資料（くらしの情報みしま）発行

## ②福祉関係者等との連携による見守りが必要な人への支援

高齢者や障がい者等見守りが必要な人への消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、日常生活を支援している福祉関係者や警察、関係団体、地域との連携をさらに強化し、必要な支援が受けられるように取り組みます。

さらに、見守りが必要な人が安心して生活できるように、成年後見制度等の周知を図ります。

### 【主な事業】

- 消費生活出前講座
- 地域等との連携
- 関係団体との連携
- 成年後見制度講座
- 福祉関係者等の連携

イラストが入ります。

### 3 消費者教育の体系イメージマップによる整理

国の基本方針では、消費者教育は、幼児期から高齢期までのライフステージごとに段階的に行わなければならないとされ、消費者教育の意義や目標が理解できるようにつくられた「消費者教育の体系イメージマップ」（以下、「イメージマップ」という。）が参考として示されています。

この基本方針では、「消費者市民社会の構築」「商品等やサービスの安全」「生活の管理と契約」「情報とメディア」の4つを対象領域としています。

また、静岡県は「『命』を守る危機管理」と「ものづくり県・静岡県」を県の目標として反映させた「静岡県版イメージマップ」を作成し、推進しています。

先に示した3つの基本的な方向に沿って消費者教育を推進するため、三島市では基本的な方策ごとの取り組みを、4つの対象領域ごと、かつ、ライフステージごとに整理した「ライフステージ別消費者教育取り組み状況図」を作成しました。

「三島市学校教育振興基本計画」「三島市環境基本計画」「三島市食育基本計画」等との調和を図るとともに、様々な担い手と連携しながら、具体的な取り組みを推進してまいります。



イラストが入ります。

対象領域	消費者教育が育むべき力
消費者市民 社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力</li> <li>・持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力</li> <li>・消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力</li> </ul>
商品等や サービスの 安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品等やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力</li> <li>・商品等やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力</li> </ul>
生活の管理と 契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力</li> <li>・契約締結による権利や義務を明確に理解でき、違法・不公正な取引や勧誘に気づき、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力</li> </ul>
情報と メディア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てることができる力</li> <li>・情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をとるとともに、個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け活用できる力</li> </ul>

○静岡県独自の目標としてイメージマップに追加する目標

消費者市民 社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モノの使い方を理解し、大切にする心を育み、豊かな消費生活の向上につなげることができる力</li> </ul>
商品等や サービスの 安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理に関する情報を収集、理解し、災害時において、また災害に備えて適切な消費行動をとれる力</li> </ul>

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			
					特に若者	成人一般	特に高齢者	
<b>各期の特徴</b>	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	
<b>重点領域</b>								
消費者市民社会の構築	<b>消費がもつ影響力の理解</b>	おつかいや買い物に関心を持とう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう	
	<b>持続可能な消費の実践</b>	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう	
	<b>消費者の参画・協働</b>	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
商品等の安全	<b>商品安全の理解と危険を回避する能力</b>	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう	
	<b>トラブル対応能力</b>	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
生活の管理と契約	<b>選択し、契約することへの理解と考える態度</b>	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を選択し、契約とともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	<b>生活を設計・管理する能力</b>	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
情報とメディア	<b>情報の収集・処理・発信能力</b>	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	<b>情報社会のルールや情報モラルの理解</b>	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
	<b>消費生活情報に対する批判的思考力</b>	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
						特に若者	成人一般	特に高齢者
重点領域	各期の特徴	様々な気付きの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心を持ち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し、自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働して取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
	消費者市民社会の構築	<p><b>消費がもつ影響力の理解</b></p> <p>おつかいや買い物に関心を持つよう</p> <p><b>持続可能な消費の実践</b></p> <p>身の回りのものを大切にしよう</p> <p><b>消費者の参画・協働</b></p> <p>協力することの大切さを知ろう</p> <p>本物を見極めモノ(注)の使い方を理解し、大切にすることを育む</p> <p>モノを丁寧に扱おう</p>	<p>消費をめぐるものと金銭の流れを考えよう</p> <p>自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう</p> <p>身近な消費者問題に目を向けよう</p> <p>本物にふれ、モノの価値を理解しよう ものづくりを体験しよう</p>	<p>消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう</p> <p>消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう</p> <p>身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう</p> <p>消費行動がものづくりに与える影響を考えよう</p>	<p>生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう</p> <p>持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう</p> <p>身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう</p> <p>自分や社会にとって、よりよいモノとは何か考えよう</p>	<p>生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう</p> <p>持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう</p> <p>消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう</p> <p>よりよいモノを選択する消費行動をとる習慣を付けよう</p>	<p>生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう</p> <p>持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう</p> <p>地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう</p> <p>よりよいモノを選択する消費行動を実践しよう</p>	<p>消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう</p> <p>持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう</p> <p>支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会を</p> <p>よりよいモノを選択する消費行動について伝え合おう</p>
商品等の安全	<b>商品安全の理解と危険を回避する能力</b>	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に関心を持とう	危険を回避し、ものを安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、ものを安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
	<b>トラブル対応能力</b>	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用しやすい社会をつくらう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
	<b>選択し、契約することへの理解と考える</b>	約束やきまりを守ろう	ものの選び方、買い方を考え、適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	<b>生活を設計・管理する能力</b>	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	ものや金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えよう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にし	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
情報とメディア	<b>災害時に適切な消費行動をとれる力</b>	あわてないで行動しよう	普段から、あわてないで行動しよう	普段と違う状態でも、あわてず冷静な行動をしよう	非常時の消費行動を考えてみよう	非常時に落ち着いて消費行動をしよう	日ごろから非常時に備えた消費行動をしよう	冷静な消費行動の大切さを伝えよう
	<b>情報の収集・処理・発信能力</b>	身の回りのさまざまな情報に関心を持とう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	<b>情報社会のルールや情報モラルの理解</b>	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守り、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう
情報とメディア	<b>消費生活情報に対する批判的思考力</b>	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、社会との関連を調べよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

(注)本県では、単にヒトと言う場合、県総合計画における「ヒト、モノ、大地の資源」など生産要素又は経営資源といった手段としての意味を持たせるため、カタカナで表記している。一方、「ものづくり」という際の「もの」は生産活動により付加価値を持った成果物としての概念であり、静岡県総合計画における表記を準用している。

# 【三島市ライフステージ別消費者教育取り組み状況図】

対象領域	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			
					特に若者	成人一般	特に高齢者	
消費者市民社会の構築	重点プロジェクト							
	基本的な方向1							
	基本的な方向1・2							
	基本的な方向1・2・3							
	基本的な方向1・3							
	基本的な方向3							
	ホームページによる消費生活情報の提供							
	啓発資料の貸出・提供							
	啓発資料(くらしの情報みしま)発行							
	生涯学習課・公民館主催講座							
	消費生活講座							
	学習指導要領に基づく消費者教育							
	消費者グループ活動支援							
	消費生活出前講座							
	小中学校での国際理解教育							
	福祉関係者等の連携							
	国際交流事業(姉妹都市交流事業、英語スピーチコンテスト等)							
	環境教育	幼児環境教育推進プロジェクト	小学生環境読本	中学生環境リーダー研修	環境ボランティア養成講座			
		幼稚園・保育園での環境教育の推進	環境探偵団	ジュニアリーダー研修	エコパートナー認定			
		環境学習出前講座						
地域環境情報誌の発行								
ホームページによる環境情報の提供								
ごみ減量トレンドの発行								
ごみ減量・資源化にかかる出前講座								
生涯学習課・公民館主催事業								
清掃センター施設見学								
健康づくり料理教室								
食育出前講座								
大人の食育推進								
生涯学習課・公民館主催事業								
食育		幼稚園・保育園での食育の推進	食育教室	食育出前講座				
		食育出前講座						
	学校の食育の推進							
	生涯学習課・公民館主催事業							

重点プロジェクト

基本的な方向1

基本的な方向1・2

基本的な方向1・2・3

基本的な方向1・3

基本的な方向3

対象領域	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
					特に若者	成人一般	特に高齢者
商品等やサービスの安全	ホームページによる消費生活情報の提供《再掲》						
	啓発資料の貸出・提供《再掲》						
	啓発資料(くらしの情報みしま)発行《再掲》						
	乳幼児の事故防止の啓発	学習指導要領に基づく消費者教育《再掲》			消費生活講座《再掲》		
	消費生活出前講座《再掲》						
生活の管理と契約	ホームページによる消費生活情報の提供《再掲》						
	啓発資料の貸出・提供《再掲》						
	啓発資料(くらしの情報みしま)発行《再掲》						
				消費生活講座《再掲》			
	消費生活出前講座《再掲》						
	幼稚園・保育園での金融教育の推進	学習指導要領に基づく消費者教育《再掲》			福祉関係者等の連携《再掲》		成年後見制度講座
防災出前講座							
情報とメディア	ホームページによる消費生活情報の提供《再掲》						
	啓発資料(くらしの情報みしま)発行《再掲》						
	消費生活出前講座《再掲》						
				学習指導要領に基づく情報教育			
				学習指導要領に基づく消費者教育《再掲》			
eコミュニティまちづくり推進事業							